

## 介護認定審査会委員研修実施要綱

### 1 目的

介護認定審査会委員が要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的とする。

### 2 実施主体

北海道（以下、「道」という。）とし、道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課（以下、「道高齢者保健福祉課」という。）及び必要に応じて、各総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）が実施する。

なお、道高齢者保健福祉課が実施する本研修の運営については、運営事務局として実施能力があると認められる団体等に委託することができるものとする。

また、市町村（広域連合を含む。以下同じ。）が実施する研修で、8の承認を得たもの限り、道が直接実施した研修と同等とみなす。

### 3 対象者

(1) 介護認定審査会委員新規研修（以下、「新規研修」という。）

介護認定審査会委員に就任した者及び就任予定の者とする。

(2) 介護認定審査会委員現任研修（以下、「現任研修」という。）

現に介護認定審査会委員である者とする。

### 4 研修内容及び研修方法

#### (1) 新規研修

ア 要介護認定関係制度論及び介護認定審査会委員の基本姿勢

- ・ 介護認定審査会委員の基本姿勢
- ・ 要介護認定関係制度論等

イ 要介護認定等基準の考え方

- ・ 要介護認定等手続の一連の流れ
- ・ 要介護認定等基準の概念
- ・ 要介護認定等基準時間の設定方法
- ・ 一次判定及び二次判定の役割等

ウ 介護認定審査会の手順

- ・ 介護認定審査会に関する全体的な留意事項
- ・ 個別の審査及び判定方法等

エ 事例検討

審査判定における留意事項等の周知を図るために、介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について実施する。

オ 効率的な運営の検討

介護認定審査会の効率的な運営に資する方策等について検討する。

カ 道内等情勢の分析

認定支援ネットワーク等を通じて得られる道内等の要介護認定等の実施状況について、特定の地域において偏った認定結果となっていないか等の分析を行う。

キ 平準化に資する方策の検討

エによる事例やカによる分析を踏まえ、地域ごとの要介護認定の平準化に資する方策の検討を行う。

ク その他

上記の他、必要な事項、留意すべき事項等について実施する。

(2) 現任研修

ア 審査判定の留意事項について

イ 事例検討

審査判定における留意事項等の周知を図るために、介護認定審査会における個別の審査判定において、特に判定が困難であった事例及び審査判定の際に参考となる事例について検討する。

5 開催時期

(1) 新規研修 必要に応じ開催する。(年1回以上)

(2) 現任研修 必要に応じ開催する。(年1回以上)

6 研修時間

(1) 新規研修 3時間以上

(2) 現任研修 2時間以上

7 講師

道職員並びに認定調査に関する知識及び経験を有する市町村職員等とする。

8 市町村が実施する場合の事前協議

(1) 市町村は様式3により事前に所管の総合振興局等に協議し、承認を得るものとする。

(2) (1)の協議があった総合振興局等は、研修の時間数・内容・講師などについて審査し、その結果適当と認められる場合、承認するものとする。

9 実施状況の報告

(1) 研修終了後の報告

各総合振興局等及び委託団体は、研修終了後速やかに様式3及び様式4を道高齢者保健福祉課へ提出する。

なお、市町村が実施した場合は、研修終了後速やかに様式3及び様式4を各総合振興局等へ提出し、各総合振興局等はその写しを道高齢者保健福祉課へ提出するものとする。

(2) 各年度の実績報告

各総合振興局等及び委託団体は、様式5を翌年度4月末日までに道高齢者保健福祉課へ提出するものとする。

10 研修修了者の登録

道高齢者保健福祉課は研修修了者について、研修実施年月日、氏名等必要事項を記載した名簿を作成する。

11 教材

道高齢者保健福祉課で示すテキストの他に、必要に応じ各総合振興局等及び委託団体が作成したものを使用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月16日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年6月1日から適用する。